

●喫煙所の設置について

大阪・関西万博を契機として、令和7年1月27日より「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」が改正され、大阪市内全域（道路、公園、広場等）で路上喫煙禁止となることから、喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙環境の取組みとして、市内で新たに140カ所の喫煙所が整備されます。

1) 阿倍野区内の喫煙所について（公設置）

【近鉄ハルカス前】



【文の里駅出入口】



【長池公園】



【JR 美章園駅前】



2) 喫煙所の維持管理等について

- ① 喫煙所の供用開始日：令和7年1月下旬
- ② 閉鎖型の開設時間：午前7時～午後8時
- ③ 開放型の開設時間：24時間
- ④ 閉鎖型の警備時間：午後8時～午前7時
- ⑤ 供用後の清掃頻度：午前1回、午後1回
ただし利用者の多いところは午前1回、午後2回

3) 阿倍野区内の民間喫煙所（大阪市指定喫煙所）

① けむスポット昭和町（昭和町1丁目7番）補助制度活用



② プラチナム5喫煙所（阿倍野筋1丁目1番）既設設備を開放

③ キコーナ昭和町店喫煙所（昭和町1丁目8番）既設設備を開放

※1 大阪市が定める要件を満たす場合は、「大阪市指定喫煙所」として指定されます。

※2 現時点で利用ができます。

4) 阿倍野区内にある既存の喫煙所（参考）

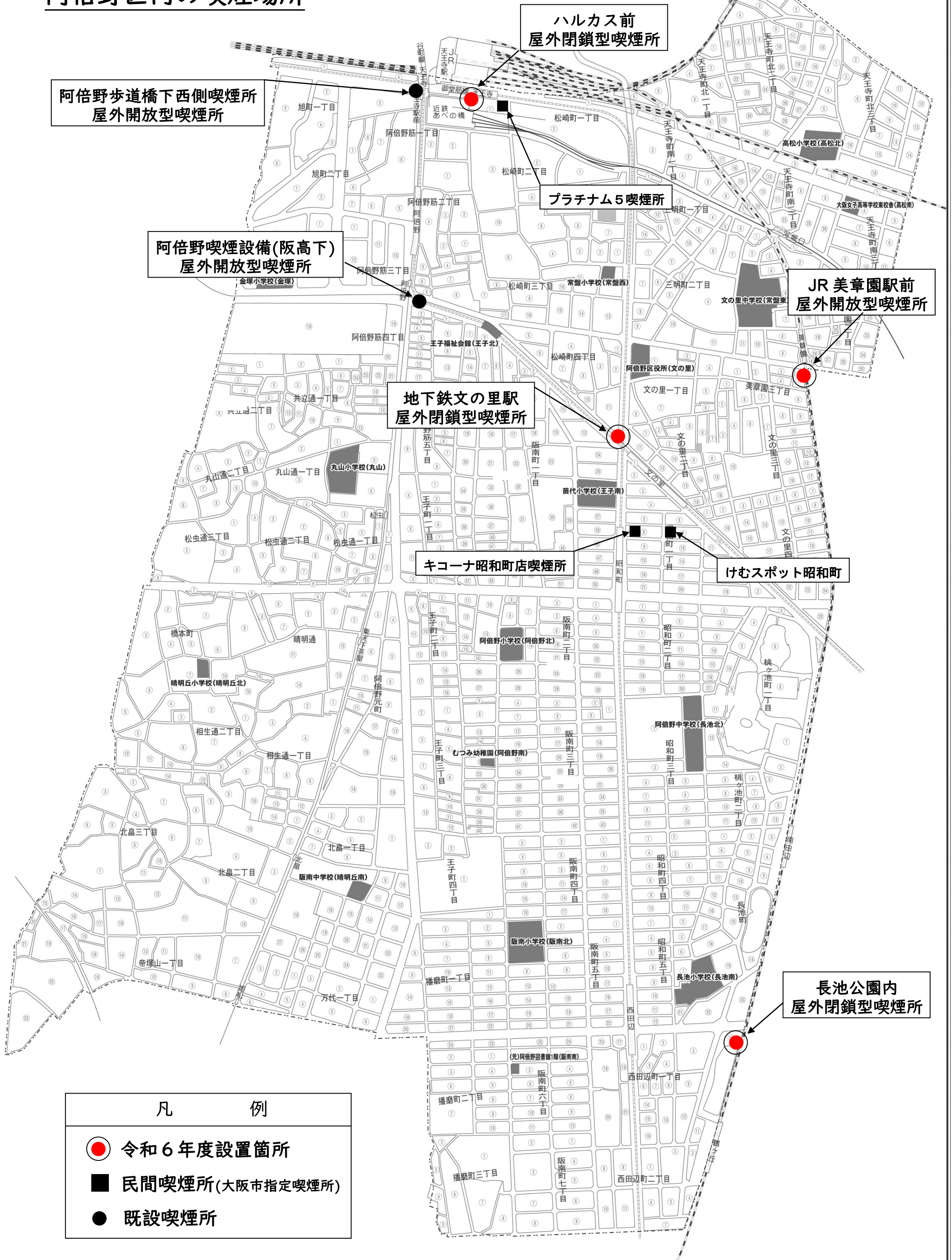
①阿倍野喫煙設備（阿倍野筋4丁目）阪高下



②阿倍野歩道橋下西側喫煙所（阿倍野筋1丁目）



阿倍野区内の喫煙場所



検索

検索ヘルプ

よくある質問

選んで探す

組織から探す

[トップページ](#) > [市政](#) > [方針・条例](#) > [主要な計画、指針・施策](#) > [事業別計画、指針・施策](#) > [まちの美化](#) >

令和7年1月27日より大阪市内全域を路上喫煙禁止とします

令和7年1月27日より大阪市内全域を路上喫煙禁止とします

ページ番号：630108 2024年11月21日

No 路上喫煙

2025年1月27日(月)～
大阪市内全域
路上喫煙禁止

※路上には、道路、公園、広場、その他の公共の場所が含まれます。

No smoking in public area
公共场所禁止吸烟
公共场所禁止吸烟
공공장소에서 흡연 금지

アカンずきん
アラマ
オラスーワン
シャーベル

●路上喫煙をした場合は、罰則として**1,000円**徴収されます。(加熱式たばこも含む)
fine: 1,000 yen. (including heated cigarettes) Thank you for your cooperation!

OSAKA CITY
大阪市

路上喫煙対策について

大阪市では、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保するとともに、国際観光都市にふさわしい環境整備やまちの美化に積極的に取り組んでいくため、令和7年1月27日（月曜日）から、路上喫煙を禁止する区域を大阪市内全域に拡大します。

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を改正しました

主な改正概要

- 「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を改正し、現在の路上喫煙禁止地区（6地区）を**大阪市内全域に拡大**します。その対象は本市が管理する「道路・広場・公園その他公共の場所」等とし、この区域で路上喫煙を行った場合は1,000円の過料徴収の対象となります。
- これまでは「火のついたたばこ（いわゆる紙巻たばこ）」のみを規制の対象としていましたが、「**加熱式たばこ**」も対象に加えます。
- 本市及び補助制度を活用した民間事業者による喫煙所の設置など、分煙施設の整備を進めています。

大阪市内の喫煙可能な場所については、こちらをクリックしてください。

各喫煙所を募集しています

- ・ 大阪市では、喫煙が可能な場所（「情報提供喫煙所（注1）」や「大阪市指定喫煙所（注2）」）を募集しています。（募集方法等については、次の各バナーをクリックしてください）



（注1）「情報提供喫煙所」とは、大阪市指定喫煙所以外で、飲食店や商業施設などに設置されている関係法令等を遵守した喫煙が可能な場所を紹介するものです。（注：情報提供喫煙所を利用するにあたっては、原則、**店舗や施設を利用する方が対象になります。利用する場合は飲食代や物品購入代等が必要になります。**また、運営者の都合によりご利用できない場合があります。）

（注2）「大阪市指定喫煙所」とは、無償で一般に開放され、誰もが利用できる喫煙所で大阪市が定める要件を満たした喫煙所です。

- ・ [現在の路上喫煙禁止地区](#)
- ・ [大阪市内の喫煙可能な場所について](#)
- ・ [大阪市指定喫煙所指定制度について](#)
- ・ [「大阪市喫煙所情報提供登録制度」への登録事業者を募集しています](#)
- ・ [【受付を終了しました】大阪市指定喫煙所設置経費等補助金の申請を受け付けています](#)

 SNSリンクは別ウィンドウで開きます



【アンケート】このページに対してご意見をお聞かせください

[入力欄を開く](#)

このページの作成者・問合せ先

大阪市環境局事業部事業管理課路上喫煙対策担当

住所: 〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号（あべのルシ阿斯13階）

電話: 06-6630-3153 ファックス: 06-6630-3581